

Title	日本の核燃料サイクル政策と米国の核不拡散及び安全保障政策との相克：再処理工場徳之島設置案M A - T計画と多国間再処理センター構想
Author(s)	櫻本, 喜一
Editor(s)	
Citation	現代生命哲学研究. 4, p.39-49
Issue Date	2015-03
URL	http://hdl.handle.net/10466/14417
Rights	

日本の核燃料サイクル政策と米国の核不拡散及び安全保障政策との相克

再処理工場徳之島設置案MA-T計画と多国間再処理センター構想

樫本喜一*

はじめに

本稿は、筆者が研究代表を務める科学研究費助成事業・基盤研究(C)「日米核燃料サイクル政策変遷に太平洋島嶼地域住民運動が与えた影響の実態解明」に関し、現時点で判明した事項をまとめて、考察を加えたものである。

本テーマに取り組むきっかけとなった前研究の論考において、1970年代の冷戦構造、東アジアの核問題、米国の核不拡散政策等が、六ヶ所村立地決定以前に存在した日本の核燃料再処理工場離島設置案に強い影響を与えていると指摘した(樫本, 2013)。本稿では、その後、新たに入手した資料を加えて、当時の日本における再処理工場立地問題の背後に垣間見える、日米双方の核・原子力と安全保障を巡る駆け引きを中心に考察する。但し、問題の性質上、事実関係を示す関連資料は基本的に閲覧入手が困難なものが多いため、本稿で指摘する内容は今後の調査を進める上での作業仮説となる。研究進展による新資料発見などによって、修正を加える必要が生じる可能性は存在する。

1970年代は、米国、カナダの「平和利用技術」¹を用いたインドの核開発成功をきっかけとして、各国の核燃料サイクル政策と核拡散防止の関連が活発に議論された時期である。また、ベトナム戦争終結後、米国の安全保障政策見直しにより、アジア・太平洋方面の戦略的環境が大きく変化した時期でもある。一方、この時期にはまだ、実際に建設された日本原燃株式会社(設立当初は日本原燃サービス株式会社)の六ヶ所村再処理工場は、表立って議論されていなかった。かわりに注目されていたのが、再処理工場離島設置案、特に徳之島を立地対象とするコードネームMA-T計画である。

以上の点を勘案すると、1970年代の国際的な核拡散問題や安全保障問題と絡む日本の核燃料サイクル問題を考察する上で、重要かつ興味深い研究対象が徳之島のMA-T計画だと考えられる。しかし、地元徳之島での反対運動の発生過程をまとめた以前の論考(樫本, 2011)でも指摘したように、MA-T計画

* 大阪府立大学大学院人間社会学研究科客員研究員

¹ 本稿では、煩雑を避けるためと使用する資料との関係上から、「原子力平和利用」を以後は注釈なしで使用。しかし、核燃料サイクル関連の機微核技術は本質的に軍事技術である。

を筆頭とした、この時代の再処理工場離島設置案についての本格的な研究は存在しなかった。原子力問題史を研究する上で、手薄な部分であることは否めない。核燃料サイクルの中核的存在である再処理工場は基本的に核施設であり、エネルギー問題や環境問題からの視点のみでは全体像を把握できない。原子力問題の研究者にとって、再処理工場立地問題は核拡散問題と切り離せない点は理解しつつ、具体的な事例をふまえた上での当該問題への言及には困難が伴った²。本稿は、まだスタートアップ段階ではあるが、その手薄な部分を補完する研究である。関係する分野の研究進展のため、拙論が少しでも貢献できることを願う。

なお、本稿は、2015年3月現在、奄美群島の地方紙『南海日日新聞』に連載中の「揺れるシマジマ～復帰後、奄美の社会運動・核燃料再処理工場反対運動シリーズ」の記事の一部に加筆したものである。連載時、紙幅の関係で割愛した資料説明部分を中心に修正を加えた。

第一章 多国間再処理センター構想

以前の論考（樫本, 2013）で述べた内容の繰り返しとなるため詳細はそちらにゆずるが、日本国内の離島に大規模再処理工場の立地が考慮され始めたのは、1969（昭和44）年、新全国総合開発計画（以下、新全総）が取りまとめられた時期とほぼ同時と考えられる。新全総は旧国土総合開発法による法制上の開発枠組みであり、現在の日本のありようにも大きな影響を与えた国土開発のグランドデザインといわれている。計画の策定にあたって、工業開発を最大限優先しながらも、環境負荷の大きなエネルギー関連施設は、当時すでに盛り上がりつつあった公害反対の世論動向を警戒して、人口密集地から隔離する方向で検討されていた。

開発計画策定者は、主として公害・環境汚染問題の観点から、奄美群島などの離島を、大規模再処理工場や石油基地などエネルギー関連大型施設建設の適地の一つとみなしていた模様である。具体的には、奄美群島の徳之島に再処理工場立地のMA-T計画があり、奄美大島宇検村に東亜燃料工業の巨大石油基地建設計画が存在した。本稿で考察する時期になる以前、つまり再処理工場離島設置案が日米の駆け引きの焦点になる前の段階で、この離島開発計画の策定が進行している。日本国内で、ある程度計画が具体化した後、以下で説明する米国の介入が始まったものと思われる。

² ただしカーター政権成立以降の国際的な核不拡散政策展開にともない、MA-T計画を含む太平洋島嶼地域に発生した核問題と原子力問題、この双方を視野に入れた先駆的研究はすでに存在する（横山, 1979）。

日本国内では、公害問題が未だ大きな関心を浴びる中で石油危機が発生し、新たにエネルギー問題が関心をもち始められた頃、国際社会では、それまで核拡散問題にはさほど神経を尖らせていなかった米国など、原子力技術供給国グループの目を覚ます出来事が発生した。1974（昭和49）年5月18日、インドが核実験を実施し、世界に大きな衝撃を与えたのである。コードネーム「微笑むブッダ」とインド国内で呼ばれていたこの核開発計画は、カナダと米国から提供された平和利用目的の原子力関連技術や物質を用いて、独自に核爆発装置の製造にまでこぎつけた。危惧されていたことが現実となって米国など原子力技術保有国は危機感を募らせ、以降、機微核技術（核兵器開発に転用できる原子力関連技術を機微核技術と呼ぶ）の移転には極めて慎重になった。なお、この機微核技術の最たるものが、使用済核燃料の再処理技術である。

インドの核実験が米国の核と原子力に係わる政策見直しに影響を及ぼした結果、一時的に日米双方から再処理工場離島設置案、なかでも徳之島のMA-T計画へと関心が集中したと思われる。以下、徐々に判明してきた、MA-T計画が置かれた核不拡散政策上の戦略的位置付けを説明していく。

米国が核・原子力政策の大幅見直しに着手したのは、インドの核実験から少し経った1977（昭和52）年1月のカーター政権成立以後である。大規模な核拡散につながりかねない商業再処理技術および高速増殖炉技術を利用する核燃料サイクル開発を自国でも放棄し、日本その他の同盟国にも同調するよう強く求めた。この後、あくまで核燃料サイクルの推進にこだわる日本との間で、厳しい日米再処理交渉が開始される。しかし問題はその少し前、MA-T計画の存在がまだ一般に発覚しておらず、密かに進められていた頃の話である。

フォード政権時代後半、多国間共同でアジアなど地域ごとに核燃料再処理などを集中して行うセンターを設置する構想（以下、多国間再処理センター構想）が浮上した。この後、カーター政権時代以降も同じような構想が時折あらわれるのであるが、その嚆矢となったものである³。構想が浮上した正確な期間は不明なものの、以下で触れるように徳之島のMA-T計画現地調査が行われていた時期とは上手く合致する。内容は、日本を含む東アジア一帯の原子力発電所から出る使用済核燃料を太平洋上の一島に集めて（当初は米国信託統治領内のミクロネシアが対象だった）、その隔離した一か所で再処理などを行うという構想である。この頃までに、日本は東海村の再処理工場が本格稼動を控えるようになっており、韓国も自国内での再処理を希望していた。そこへインド核実験の衝撃が発生した。多国間再処理センター構想が出現した背景は、後のカーター政権ほど徹底していないが、核開発と密接に関連する再処理技術のこれ以上

³ 再処理が中心だが、核燃料の加工形成も行われる予定だった。また、カーター政権時以降には使用済核燃料の長期貯蔵も考慮されるようになった。

の拡散を米国が望まなかったという理由に他ならない。日本と同じ時期、公害・環境問題とは別の理由から、米国も再処理工場の離島設置案を考慮していたのである。そして驚いたことに、その際、米国政府が多国間再処理センターを「九州と沖縄のあいだの島（奄美群島）に設置するよう要請してきた」という情報が存在する。

当時、ミクロネシアに関する報道を行っていた英文誌、『*Micronesia Support Committee Bulletin*』（1977.10）中の、太平洋島嶼地域を指向する日米の核・エネルギー政策について書かれた記事「*Energy Islands in the Pacific*」に、この情報の記載が確認できた。原子力政策に対する米国側の意向が日本に多大な影響を与えていた当時の一般的状況に鑑みて、記事の指摘する内容も不自然な点はない。なお、この情報については、1978（昭和53）年に刊行の、再処理工場徳之島設置案に反対する活動をしていた関東奄美青年部（奄美の石油・原子力基地に反対する会青年部）名義の雑誌記事にも言及がある。英文記事に記載された当該情報は以下の内容である。

多国間核燃料（再）処理センターを建設するというフォード政権の提案に促され、米国エネルギー研究開発局⁴、日本政府、及び国際原子力機関の共同チームは、ミクロネシアのどこかの地点に最初の同種センターを設置すべく、研究を行っていた。ミクロネシアに建設するのは、そこが政治的中立地帯に近い太平洋上にある場所だからである。日本の動力炉核燃料事業団に所属するこのアイデアの提案者の言葉を借りると、技術上、ミクロネシア近海はこの種の施設を運用する上で理想的な海水温度である、とのことである。特定の立地地点に対しある程度の検討がなされたようだが、米国側は、日本に対し、九州と沖縄の間にある亜熱帯気候の島々の一つに、この施設が建設可能か考慮してはどうかと、しきりに促していた。

この記事が書かれた時期は1977（昭和52）年中頃であり、原子力平和利用関係に大きな影響を及ぼしたカーター大統領による政策変更直後である。記事は、これらのアイデアはカーター政権により中断を余儀なくされたものの、「ある米国大使館の報道官が打ち明けてくれたところでは、いずれ多国間再処理センター構想は勝利を収めるだろう、とのことだ」と締めくくられている。

記事中にある「九州と沖縄の間にある亜熱帯気候の島々」だが、奄美群島が念頭に置かれているとみてほぼ間違いない。では、奄美群島へ多国間再処理センターを設置するように日本が米国から促されたのは、いつの時点か。フォー

⁴ 米国原子力委員会が分割されてできた推進組織。カーター政権成立後、現在の米国エネルギー省となる。

ド政権時代であるのは自明だが、記事中に記載はなく正確な日付は不明である（そもそも多国間再処理センター構想の詳細そのものが秘匿されている）。しかし、新聞報道などの情報を勘案すると、1975（昭和50）年5月に行われた第一回核拡散防止再検討会議の頃ではないかと考えられる。同年6月1日付の新聞記事（『西日本新聞』）によると、5月初旬の会議開幕時にあわせ、米国が非公式ながら日本国内に多国間核燃料加工センター（加工には再処理を含む）の設置を繰り返し打診してきた、とある。内容は先の英文記事と合致しており、時系列的にも矛盾はない。というのも、同年3月、奄美群島の徳之島に大規模再処理工場が建設可能かどうかを調査したMA-T計画報告書が、委託先の日本工業立地センターによって秘密裏にとりまとめられており、時期的にはその直後だからである。なお、1年半以上経って地元紙の『南海日日新聞』にスクープされるまで、徳之島住民を含め、日本国民にはひた隠しにされたMA-T計画だが、米国には筒抜けだった模様である。

さて、ではなぜ米国政府が、奄美群島をいわば名指しして多国間再処理センターの立地を要請してきたのだろうか。次章ではその点について考察を加える。

第二章 奄美群島の戦略的位置関係

米国政府による奄美群島への多国間再処理センター立地要請について、なぜ奄美群島が選ばれたのかを詳しく述べた資料は、今のところ発見できていない。だが、要請時の内情については、おおよそではあるが推測可能である。以下、傍証を交えながら考察する。

当時、日本政府が考える大規模再処理工場の建設候補地は、前章冒頭で説明したように、公害反対世論を考慮して国内の離島が検討されていた。技術的に立地可能という段階でしかなかったが、この時点で候補地として具体的な地名が噂されていたのは、奄美群島の徳之島と北海道の奥尻島である。日米原子力協定などにより、日本の核燃料サイクル政策に対して細部まで干渉していた米国であるから、当然この内容は把握していたと考えられる。しかし、米ソ冷戦の最中だった当時、奥尻島に大規模再処理工場を立地することは米国にとって問題外だった。

再処理工場の立地問題を考察するにあたっては、当然ながら環境・公害問題に係わる国内的な視点だけでは把握できない。軍事・外交問題に係わる視点を加えて複眼的に捉えないと、全体像を見誤る可能性がある。再処理工場で用いられる技術は、核兵器製造に直結するため、厳しい制限を受ける機微核技術である。現在、日本以外で核燃料の再処理を大規模に行っている国は全て核兵器保有国であり、再処理工場は通常、トップクラスのセキュリティーで守られた

軍事施設の側面をもつ。日本の再処理工場も核防護上の制限を受ける施設である。対ソ戦で「最前線」になるかもしれない奥尻島に、再処理工場を立地することは、防衛上の大問題が生じるのは明らかであった。前述の 1975（昭和 50）年 6 月 1 日付新聞記事（『西日本新聞』）にも、当時、韓国が多国間再処理センター誘致に熱心だったが、米国は在韓米軍増強を必要とする韓国国内への立地には否定的で、日本国内への立地を希望している、とある。この点を考慮すると、同じく防衛上の問題が生じる奥尻島への立地を米国が認めるはずもなかった。

奥尻島は、再処理工場設置計画発覚後に強力な反対運動が発生した徳之島の場合と違い、現地の誘致派の活動がそれなりに活発だった反面、その動きに呼応する政府中央の動きが見受けられなかった。立地可能性調査は行われたが、MA-T 計画ほど大掛かりな報告書は作成されていない。筆者は現地に出かけて当時を知る人から直接聞き取りをしたのだが、奥尻島の誘致活動は相手にされていなかった、という内容の証言を得た。再処理工程を含む核燃料サイクル推進自体にすら神経をとがらせていた米国の意向に、日本政府が輪をかけて逆らうとは考えにくい。奥尻島に対して中央の動きが不活発だった理由も、この点から十分推し量れる。

では徳之島の場合はどうだったのか。それまで日本国内での検討がある程度進んでいた再処理工場離島設置案に都合良く相乗りする形で、奄美群島徳之島への多国間再処理センター立地が、米国から要請されたとみるのが妥当であろう。さらに加えて、南西諸島の一角へ安全保障上問題となる核関連施設を設置することに、米国がさほど抵抗感をもたなかった理由には、別の観点からも思い当たる部分がある。

そもそも奄美群島に程近い沖縄には、1972（昭和 47）年に返還されるまで、米軍の核兵器が多数存在していた。単なる持込みではなく、恒久的な核兵器貯蔵施設内の存在である。当然、それに対応する安全保障上の措置なり配慮が、ある程度広範囲、つまり徳之島をカバーするくらいにわたって、すでにとられていたとみて間違いない。だとするならば、MA-T 計画の場合、それまでなんの対策もとられていなかった飛び離れた離島に、一から核関連施設を設置するのは訳が違ったといえる⁵。

もう一つ、当時はまだ明らかにされていなかったが、1965（昭和 40）年、米海軍の空母タイコンデロガから搭載機もろとも水素爆弾が海中に没した事故もあった。場所は沖縄ではなく、奄美群島内の喜界島沖合の海上である。

以上のことからみて、米国は南西諸島一帯を、いわば核が当たり前のように

⁵ 奄美群島は 1953（昭和 28）年に本土復帰する際、米国との協定により、復帰以降も戦略的利用については担保されていた。

存在する地域・海域だと認識していた。そう考えられる。米国にとって、奄美群島の徳之島は、核関連施設があっても違和感のない場所に位置する島だったのである。

第三章 MA-T計画を巡る日米安全保障上の相克

前章まで述べたように、いわば米国側のお墨付きを得た形となった大規模再処理工場の徳之島立地案だったが、日本側には米国の要請を歓迎した様子はない。むしろ、はっきりとした態度を示さないまま、表面に出てくる情報の端々から、日本は米国の要請に抵抗していた気配が感じられる。第一章で引用した英文記事の一節をみても、「技術上、ミクロネシア近海はこの種の施設を運用する上で理想的な海水温度」だと日本側関係者が主張するなど、多国間再処理センターを国外に置くことが日本の方針であった。エネルギー政策や環境政策の観点のみからは、この時に現れた日米双方の態度は少々理解しにくいものがある。一方で、当時のアジア・太平洋方面全体を取り巻く冷戦下の安全保障情勢まで視野を広げて眺めてみると、大きな全体の構図が浮かび上がり、その中にMA-T計画を巡る日米の確執、あるいは駆け引きが、うまく当てはまる。以下、順を追って説明しよう。

まず、米国から申し出があった奄美群島への多国間再処理センター設置の要請に日本が抵抗した理由は、当然のことだが、日本独自の核燃料サイクル政策の推進が不可能になるからである。たとえ徳之島にMA-T計画と同規模の再処理工場が完成しても、多国間管理となれば、米国の意向を強く反映して運用されるのは必定であり、日本にとって再処理工場がもつエネルギー安全保障上の意義の大半が失われる。また、日本政府の本音の部分にある、「核武装は当面しないが、核兵器を保有できるだけの技術は自国で開発・維持する」という原子力政策の大方針とも相いれない。さりとて、多国間再処理センター設立は機微核技術を拡散させないために必要だという米国の建前論に、面と向かって反駁するのも困難である。日本政府が対応に苦慮し、歯切れの悪い意見しか述べられなかった理由は、この点から推し量れる⁶。

次に、米国にとって多国間再処理センターを奄美群島に設置する意味だが、前章で説明を加えたように戦略上の地理的条件は申し分ないので、もし本当に立地できれば、核不拡散にかかる経費の多くを日本に肩代わりさせ、なおかつ日本の機微核技術保有にも干渉が可能になるという大きなメリットを上乗せで

⁶ 自ら技術的に好適な条件をもつと認めたミクロネシアに、多国間再処理センターを設置する際の資金提供は行いが、国内にも日本独自の大規模再処理工場を建設することは必要、という主張をした。

きる。米国にとっては、まさに願ったり叶ったりである。反面、だからこそ、日本はそう簡単に米国の要請を受け入れないと予想される。にもかかわらず、米国がわざと頃合を見計らったように、この多国間再処理センター構想を打診してきた理由の背後には、時期的にみて、MA-T計画の急速な進行を妨害するという裏の意図が見え隠れしている。実際、この要請があった後、MA-T計画は1年以上時間を空費した挙句、現地徳之島の反対運動に直面して展望を失った。米国側の深謀遠慮、思惑通りといったところであろう。米国としても、潜在的な日本の核武装能力の進展を黙認するわけにはいかない理由があった。日本の核燃料サイクル推進政策は、米国が考えるアジア・太平洋方面の安全保障の方向性ととともに衝突するからである。

ベトナム戦争終結を踏まえたこの時期、米国が考えていたアジア・太平洋方面の安全保障戦略をごく単純化してまとめると、次のようになる。経費軽減などの理由もあって、段階的にグアム、ミクロネシアの線まで米軍の陸上部隊主力は後退する。駐在する米軍が抜けた分、同盟国には自国防衛の自助努力を払ってもらおう。ただし核の傘だけは米国が提供する、である。いわゆるニクソン・ドクトリンの内容だが、現在でも紆余曲折を経てこの方針の影響は残存している。

以上の方針に沿って米国が日本に付与した戦略的な位置づけを説明すると、具体的にはこのようになる。すなわち、日本はよりいっそう予算を割いて自国の防衛力を増強し、同盟国の一員として、今まで米国が肩代わりしていたアジア・太平洋方面の安全保障の一翼を担うべきである。だが、米国がコントロールできない日本独自の核武装は不要、というよりも有害である。したがって、核開発に結びつくおそれのあるMA-T計画の推進は黙認できない、である。

一方、こういった米国の安全保障上の意図に対して、日本が抱いた本音の考えを示すとすれば、それは以下のような言葉で説明できるだろう。万一の場合、後方の安全地帯に退いた自分の身を危険にさらしてまで、米国が日本に核の傘を提供できるのかは非常に疑問である。であれば米国の関与を確実にし、いわば一蓮托生となるよう在日米軍をできるだけ多数かつ長期間、日本国内に引き留めておく。そしてその間に、米国の思惑とは全く逆になるが、将来的な自衛のための自前の核開発能力を手に入れたい。その第一歩が、MA-T計画など日本独自の核燃料サイクル政策なのだ、である。

原子力関連産業および防衛装備産業に係わる個別の案件では、経済面も無視できず、お互いの損得勘定に照らして是々非々の対応をしている。また、両国とも大枠では日米安保の枠組みを維持する意思は強固だった。だが同盟国といえども違う国家同士、同床異夢の部分は確実に存在する。そのような緊張をはらんだ関係の中で、内包する矛盾の先鋭化した箇所が日本の核燃料サイクル政

策であり、この時期の具体的な事例としてMA-T計画が存在した。日米両国のむき出しの国益がぶつかりあった場所が、奄美群島の徳之島だった訳である。

おわりに

国際核燃料サイクル評価（INFCE）と呼ばれる長期間かつ大規模な国際会合が、核拡散問題を重視する米国カーター大統領の提唱で開始された。第一章でも触れたように、日本を含む同盟国が行っている原子力推進政策に対し、米国からの風当たりが最も強かった時期が、このカーター政権時代だった。1977（昭和52）年から約2年間、60回以上にわたりINFCEの会合が行われた。

カーター大統領の当初の思惑では、この会合により、日本や欧州が進める「使用済核燃料再処理を行う核燃料サイクル」は、経済的に引き合わず核拡散の危険性が拡大するばかりである、と立証されるはずだった。しかし、この方式の核燃料サイクルを推進する各国、とくに西ドイツや日本の強硬な主張により、曖昧ながらも各国のこれまで行っていた政策を追認する結果に終わってしまった。

ちなみに、カーター大統領の見通しが誤っていたのは、日独両国の機微核技術獲得に対するこだわりの強さなど政治面だけであり、核燃料サイクル技術そのものの将来性に関しては非常に正確だった。当時、今より楽観的に考えられていた再処理オプション付きの核燃料サイクルの経済性は、その後の試行錯誤の果てに達成困難であると判明しており、現時点で、ほとんどの国は商業ベースで行う使用済核燃料再処理を放棄している。この現実を40年前に見抜いていたカーター大統領の慧眼は、誠におそろべしといわざるをえない。しかし実をいうと、カーター大統領は、海軍に在籍していた若い頃、士官として原子力潜水艦開発に深く携わっており、分野は違うものの原子力技術に直に触れた経験をもつ大統領だったのである。

さて、現時点において明確となった再処理路線の核燃料サイクルの破たんは、とりあえずいったん脇に置き、時間をもとに戻してみる。

本稿で取り上げ検討を加えた時期以降となるが、INFCEの会合が行われている中でも、多国間再処理センター構想の概念は話題に上がっていた。そしてINFCE決着後も、多国間管理の方向性は、一国単体で行う再処理よりは望ましいとされ、完全に消え去ったわけではなかった。また、議論が進展する中で、米国からは、多国間再処理センター構想以上に厳しく核不拡散に配慮する、多国間使用済核燃料長期貯蔵（これも太平洋島嶼部が候補地）のアイデアも出た。さらにくわえて、当時進行していた低レベル放射性廃棄物の海洋投棄問題も存在する。以上は全て、六ヶ所村再処理工場立地決定以前、日本において再処理工場離島設置案が考慮されていた時期の出来事であり、濃淡はあっても相互に

影響を与え合いながら事態が進展していったと思われる。これら各論点に関する検討は今後の課題とする。

最後に、本論文の原型となった記事、『南海日日新聞』連載「揺れるシマジマ～復帰後、奄美の社会運動・核燃料再処理工場反対運動シリーズ」を執筆する機会を与えていただいた南海日日新聞社の久岡学氏、及び同連載記事の分担執筆者であり参加を呼び掛けていただいた本学の斎藤憲教授に、末筆ながら感謝の意を記して拙稿を締めくくりたい。

謝辞

本論文に係わる研究は、筆者である樫本が研究代表を務める科研費(26380689)の助成を受けたものである。

文献一覧

論文

Roger. W. Gale (1977) “Energy Islands in the Pacific,” *Micronesia Support Committee Bulletin*, Vol.2, No.9, October.1977, Micronesia Support Committee, p. 3

関東奄美青年部 (1978) 「奄美巨大エネルギー基地化計画を撃つ」『新地平』第50号、新地平社、pp. 162-168

横山正樹 (1979) 「ミクロネシア・徳之島等を侵す核燃料再処理計画の現状」『土の声・民の声』1979年2月・通巻94号、亜紀書房、pp. 24-27

樫本喜一 (2011) 「徳之島の核燃料再処理工場立地計画と住民による反対運動の形成過程について」『人間社会学研究集録』第6号、大阪府立大学、pp. 237-259

樫本喜一 (2013) 「使用済核燃料再処理工場離島設置案の歴史的背景に関する一考察」『現代生命哲学研究』第2号、大阪府立大学、pp. 93-101

書籍

Roger. W. Gale (1979) *The Americanization of Micronesia*. University Press of America

下河辺淳編 (1971) 『資料・新日本全国総合開発計画』至誠堂

伊原辰郎 (1984) 『原子力王国の黄昏』日本評論社

吉岡斉 (2011) 『新版・原子力の社会史』朝日新聞出版

定期刊行物

『原通』各号、株式会社原通（国立国会図書館所蔵）

『南海日日新聞』各号、株式会社南海日日新聞社（国立国会図書館所蔵）

『西日本新聞』各号、株式会社西日本新聞社（長崎県立図書館所蔵）